令和8年11月11日 | 第220回社会保障審議会医療保険部会 | 資料2

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

国民健康保険の保険料（税）賦課（課税）限度額等について

厚生労働省　保険局

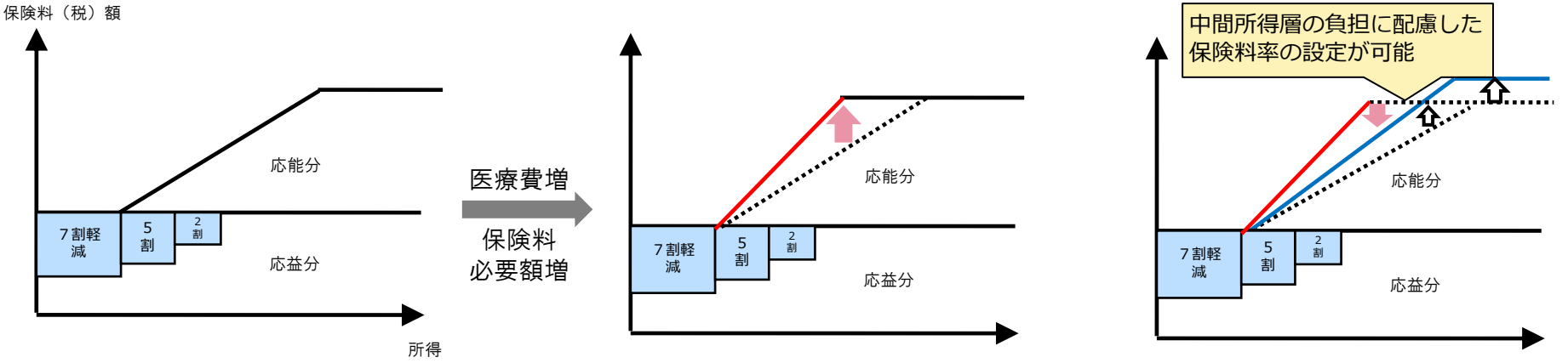
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

国民健康保険料（税）の賦課限度額について（概要）

基礎的事項

- 医療保険制度では、保険料負担は、負担能力に応じた公平なものとする必要があるが、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響や、円滑な運営を確保する観点から**被保険者の保険料負担に一定の限度**を設けている。
 ※　令和８年度賦課限度額：113万円（医療分：93万円（基礎賦課額：67万円、後期高齢者支援金賦課額：26万円）、介護分：17万円、子ども分：３万円）
- 高齢化等により**医療給付費等が増加する中で**、**保険料負担の上限を引き上げずに、保険料率の引上げにより必要な保険料収入を確保した場合**、高所得層の負担は変わらない中で、**中間所得層の負担が重くなる**。【イメージ図：①】
- **保険料負担の上限を引き上げれば**、**高所得層により多く負担いただくこととなる**が、**中間所得層の被保険者に配慮した保険料率の設定が可能となる**。【イメージ図：②】
- 一方、**低中所得層の多い市町村**においては、**相対的に所得の低い世帯の保険料額が賦課限度額に到達することもある**ことから、引き上げに当たっては、市町村の意見等を踏まえ、引き上げ幅や時期を判断する必要がある。

【イメージ図】
・医療費が増加し、確保すべき保険料収入額が増加した場合において、必要な保険料収入を確保するため、
①保険料率の引上げ　②保険料率及び賦課限度額の引上げ　を行った場合



国民健康保険料（税）賦課（課税）限度額の推移

	医療分（計）		基礎賦課（課税）額		後期高齢者支援金等賦課（課税）額【平成20年度～】		介護納付金賦課（課税）額【平成12年度～】		子ども・子育て支援納付金賦課（課税）額【令和８年度～】		合　計	
		引上げ額		引上げ額		引上げ額		引上げ額		引上げ額		**引上げ額**
平成１２年度			５３万円	－			７万円	＋７万円			６０万円	**＋７万円**
１５年度			５３万円	－			８万円	＋１万円			６１万円	**＋１万円**
１８年度			５３万円	－			９万円	＋１万円			６２万円	**＋１万円**
１９年度			５６万円	＋３万円			９万円	－			６５万円	**＋３万円**
２０年度	５９万円	＋３万円	４７万円	▲９万円	１２万円	＋１２万円	９万円	－			６８万円	**＋３万円**
２１年度	５９万円	－	４７万円	－	１２万円	－	１０万円	＋１万円			６９万円	**＋１万円**
２２年度	６３万円	＋４万円	５０万円	＋３万円	１３万円	＋１万円	１０万円	－			７３万円	**＋４万円**
２３年度	６５万円	＋２万円	５１万円	＋１万円	１４万円	＋１万円	１２万円	＋２万円			７７万円	**＋４万円**
２４・２５年度	６５万円	－	５１万円	－	１４万円	－	１２万円	－			７７万円	**－**
２６年度	６７万円	＋２万円	５１万円	－	１６万円	＋２万円	１４万円	＋２万円			８１万円	**＋４万円**
２７年度	６９万円	＋２万円	５２万円	＋１万円	１７万円	＋１万円	１６万円	＋２万円			８５万円	**＋４万円**
２８年度	７３万円	＋４万円	５４万円	＋２万円	１９万円	＋２万円	１６万円	－			８９万円	**＋４万円**
２９年度	７３万円	－	５４万円	－	１９万円	－	１６万円	－			８９万円	**－**
３０年度	７７万円	＋４万円	５８万円	＋４万円	１９万円	－	１６万円	－			９３万円	**＋４万円**
令和元年度	８０万円	＋３万円	６１万円	＋３万円	１９万円	－	１６万円	－			９６万円	**＋３万円**
令和２年度	８２万円	＋２万円	６３万円	＋２万円	１９万円	－	１７万円	＋１万円			９９万円	**＋３万円**
令和３年度	８２万円	－	６３万円	－	１９万円	－	１７万円	－			９９万円	**－**
令和４年度	８５万円	＋３万円	６５万円	＋２万円	２０万円	＋１万円	１７万円	－			１０２万円	**＋３万円**
令和５年度	８７万円	＋２万円	６５万円	－	２２万円	＋２万円	１７万円	－			１０４万円	**＋２万円**
令和６年度	８９万円	**＋2万円**	６５万円	－	２４万円	＋２万円	１７万円	－			１０６万円	**＋２万円**
令和７年度	９２万円	**＋2万円**	６６万円	＋１万円	２６万円	＋２万円	１７万円	－			１０９万円	**＋３万円**
令和８年度	９３万円	**＋1万円**	６７万円	＋１万円	２６万円	－	１７万円	－	３万円	＋３万円	１１３万円	**＋４万円**

(注１) 平成19年度までは、老健拠出金分が基礎賦課額に含まれていたが、平成20年度以降、老人保健制度が廃止され、後期高齢者支援金等賦課額が新設されている。
(注２) 昭和33年度以降平成８年度以前の賦課（課税）限度額の改定経緯を見ると、退職者医療制度が創設された昭和59年度に基礎賦課（課税）分が７万円引き上げられている以外は、引き上げ幅は最大４万円（昭和49年度、平成５年度、令和８年度）となっている。

賦課限度額引き上げの考え方

- 社会保障改革プログラム法（平成25年法律第112号）や社会保障制度改革国民会議報告書（平成25年8月）を踏まえ、毎年度、事務レベルWGや医療保険部会の議論を経て、国保保険料（税）の賦課限度額の引き上げを行っている。

- 引き上げの際には以下の点を考慮した上で実施している。

 ✓ **被用者保険におけるルール（※）とのバランスを考慮**し、将来的に**賦課限度額超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に引き上げる**

 ※　被用者保険においては、最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が0.5%～1.5%の間となるように法定されている。

 ✓ 医療の基礎賦課分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども支援金分の賦課限度額超過世帯割合が、**前年と比較して増加**しているか、それぞれに**ばらつきが見られるかを基準**として引き上げ幅を設定する

 ✓ 過去20年間で最大の引き上げ幅は、**４万円**（介護保険制度を創設したH12のみ介護保険料分で７万円）

賦課限度額の見直しに関するこれまでの経過

■社会保障制度改革国民会議報告書（平成25年8月6日）（抄）

第2部　社会保障4分野の改革
Ⅱ　医療･介護分野の改革
３　医療保険制度改革
（1）財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保

医療保険制度における保険料の負担についても、負担能力に応じて応分の負担を求めることを通じて保険料負担の格差是正に取り組むべきである。

国民健康保険の保険者の都道府県への移行は財政運営の安定化のみならず保険料負担の平準化に資する取組であるが、このほか、国民健康保険において、相当の高所得の者であっても保険料の賦課限度額しか負担しない仕組みとなっていることを改めるため、保険料の賦課限度額を引き上げるべきである。同様の問題が被用者保険においても生じており、被用者保険においても標準報酬月額上限の引上げを検討するべきである。

■持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号）（抄）

（医療制度）
第四条
７　政府は、持続可能な医療保険制度等を構築するため、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
一　（略）
二　医療保険の保険料に係る国民の負担に関する公平の確保についての次に掲げる事項
イ～ハ　（略）
ニ　国民健康保険の保険料の賦課限度額及び標準報酬月額等（医療保険各法（国民健康保険法を除く。）に規定する標準報酬月額、標準報酬の月額、給料の額及び標準給与の月額をいう。）の上限額の引上げ
三　（略）
８　政府は、前項の措置を平成二十六年度から平成二十九年度までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二十七年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとする。

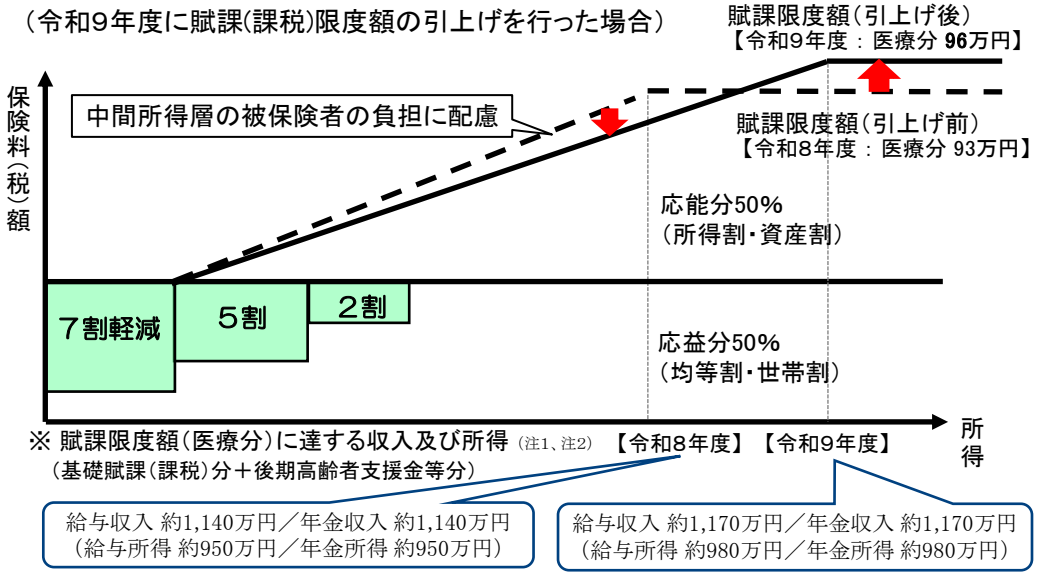
令和９年度の国保保険料（税）に係る賦課（課税）限度額等について（案）

○ 令和９年度においては、限度額の超過世帯割合が引き上げ前において医療分・介護分合計で1.68%（子ども分を含む場合も1.68%）となり、**医療分においては超過世帯割合が1.８%（基礎賦課分：1.97%、後期高齢者支援金等賦課分：1.63%）を超えている。** ※ 経済情勢を受けた所得上昇の影響が想定

○ 被用者保険のルールとのバランスを図る（超過世帯割合を1.5%に近づける）、前年度と比較して超過世帯割合の増加をできるだけ抑える、区分間のバランスを図るといった観点から、**医療分の賦課限度額を「３万円」（基礎賦課分＋２万円、後期高齢者支援金等賦課分＋１万円）引き上げる。**

※介護納付金分については限度額を維持。
※令和９年度の子ども・子育て支援納付金分については、令和９年度予算編成過程で決定される令和９年度の子ども・子育て支援金総額を踏まえた上で、被用者保険におけるルールとのバランスや過去20年間で最大の引き上げ幅（合計）が４万円であったこと等を考慮して決定することとする。
※後期高齢者医療の令和９年度の子ども・子育て支援納付金の賦課限度額も同様とする（令和8年度の賦課限度額：2.1万円）

（令和9年度に賦課(課税)限度額の引上げを行った場合）



（注1） 給与収入又は年金収入を有する単身世帯で試算。
（注2） 保険料率等は、旧ただし書・4方式を採用する令和6年度全国平均値で試算。【令和6年度】 所得割率 9.52%、資産割額 10,041円、均等割額 32,017円、世帯割額 27,138円。同様の考え方で令和9年度の限度額に達する収入を試算すると、3方式の場合には給与収入約1,100万円/年金収入約1,100万円、2方式の場合には給与収入約1,100万円/年金収入約1,100万円。

●賦課（課税）限度額の引上げ（令和９年度）

	医療分（計）	基礎賦課（課税）分	後期高齢者支援金等賦課（課税）分	介護納付金賦課（課税）分	医療分・介護分合計
引上げ前	93万円	67万円	26万円	17万円	110万円
引上げ後（引上げ幅）	**96万円（＋３万円）**	**69万円（＋２万円）**	**27万円（＋１万円）**	17万円（増減なし）	**113万円（＋3万円）**

（参考）子ども支援金賦課（課税）分	（参考）子ども分を含む総合計
3万円	113万円
3万円 ※現行通りの場合	**116万円** ※こども分が現行通りの場合

●限度額該当世帯の割合（令和９年度（推計））（注３）

	医療分（計）	基礎賦課（課税）分	後期高齢者支援金等賦課（課税）分	介護納付金賦課（課税）分	医療分・介護分合計
前年度(R8)	1.76%	1.94%	1.44%	1.22%	1.61%
引上げ前(R9)	1.87%	1.97%	1.63%	1.23%	1.68%
引上げ後(R9)	**1.73%**	**1.85%**	**1.53%**	1.23%	**1.59%**

（参考）子ども支援金賦課（課税）分	（参考）子ども分を含む総合計
1.46%	1.60%
1.54%	1.68%
1.54% ※現行通りの場合	**1.59%** ※こども分が現行通りの場合

（注3） 令和6年度国民健康保険実態調査に基づき、令和9年度における状況を推計したもの。

限度額の引上げを行わないと該当世帯が増加するところ、引上げにより伸びを抑制。

限度額の引上げにより、中間所得層の保険料の伸びを抑えられる。

●賦課(課税)限度額引上げに伴う収入別の保険料への影響（令和９年度（推計））（注４）

	医療分(計)（据え置き）	医療分(計)（96万円）	基礎賦課(課税)分（据え置き）	基礎賦課(課税)分（69万円）	後期高齢者支援金等賦課(課税)分（据え置き）	後期高齢者支援金等賦課(課税)分（27万円）	介護納付金賦課(課税)分（据え置き：17万円）	医療分・介護分の合計（据え置き）	医療分・介護分の合計（113万円）
年収400万円（前年度伸び率）	33.0万円（＋5.5%）	32.8万円（＋4.9%）	24.4万円（＋3.7%）	24.2万円（＋3.1%）	8.62万円（＋11.1%）	8.57万円（＋10.5%）	2.9万円（＋2.4%）	35.9万円（＋5.3%）	35.7万円（＋4.7%）
限度額該当世帯（前年度伸び率）	93.0万円（＋0.0%）	96.0万円（＋3.2%）	67.0万円（＋0.0%）	69.0万円（＋3.0%）	26.0万円（＋0.0%）	27.0万円（＋3.8%）	17.0万円（＋0.0%）	110.0万円（＋0.0%）	113.0万円（＋2.7%）

（注4） 中間所得層と高所得層（賦課(課税)限度額到達世帯）について、令和6年度実績に基づき、予算ベースで令和9年度における状況を推計したもの。
（注5） 調査時点における所得等に基づき税制改正前後の所得割額について粗く推計したもの。一定の仮定をおいて推計したものであり、結果については、相当の幅をもって見る必要がある。
（注6） 経済情勢を受けた所得上昇に伴う保険料収入額の増加の影響は勘案していない。